

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる
重大事態の調査結果について
(公表版)

※本報告書は、「栗東市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン」に基づき、専門家の助言を得て栗東市教育委員会が作成した令和4年(2022)12月23日付「調査報告書」のうち、被害児童生徒・保護者の意向、公表による児童・生徒への影響等を総合的に勘案して一部を不開示として栗東市教育委員会において作成したものです。

栗東市教育委員会

内容

1	事案の概要	2
2	調査組織	2
栗東市教育委員会（以下「本委員会」という。）		2
3	答申（調査結果）	2
（１）いじめの事実について		2
ア	４年生１０月時	2
イ	４年生１２月時	2
ウ	４年生１月時	2
エ	事案について	3
（２）当該小学校の対応について		3
ア	児童・保護者への対応	3
イ	組織的な対応	4
ウ	アンケートをめぐる対応とその取扱いについて	5
エ	謝罪・解消確認について	6
オ	いじめ発生当時の学校校内体制について	6
（３）教育委員会事務局の対応		7
4	今後の対応と再発防止について	8
ア	相談体制の更なる充実に努めること	8
イ	学校は、いじめの行為に対する謝罪を行う際は背景を十分に把握したうえ、適宜に情報の提供及び綿密な連携を行うこと	8
ウ	学校は、組織的マネジメントを意識し、教職員全体のいじめ行為に対する認識を深め、進級時や日常的な引継ぎに関する情報共有の方法を定めるよう努めること	9
エ	学校は、必要に応じて、早期に医療機関や福祉機関等の外部専門機関との連携を行うこと	9
オ	学校いじめ問題対策委員会の効果的な運用	9
カ	温かい雰囲気ของ学級づくり	10
キ	だれもが安心して学ぶことができるあたたかい授業づくり	10
ク	教育委員会は、全市教職員の状況を把握し、必要に応じて、専門性を高める研修を行うこと	10
5	おわりに	10

1 事案の概要

本件は、当時栗東市立小学4年生の男子児童（以下「当該児童」という。）の保護者（以下「当該児童保護者」という。）が、当該児童が栗東市立小学校4年生であった年度から、長期にわたり同級生の男子児童（以下「関係児童」という。）にいじめられ、その後も関係児童らの行為、発言に加え、学校の対応により心身に重大な被害が生じたと申し出た事案である。

当該児童は4年生の1月下旬以降は不登校となった（4年生時の欠席日数38日、その内本件に係る欠席は35日）。

5年生の4月に当該児童保護者より申し出があり、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項の調査を開始した。

当該児童は当該小学校で進級し、5年生の4月からは同校に登校することができたが、昨年度発生した関係児童からの加害行為が繰り返されるかもしれないという不安と関係児童を擁護するような学校の姿勢および学校が関係児童の接触等から当該児童を守ってくれないという不安から十分な登校に至らなかった。また、（当該児童の心身の不調は、）新年度を迎え関係児童と学級が分かれたのちも、関係児童が当該児童に対し、配慮なく複数回にわたり接近することで、当該児童の心身の不調が強まったため、医療を受診しPTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断された。

2 調査組織

栗東市教育委員会（以下「本委員会」という。）

3 答申（調査結果）

（1）いじめの事実について

ア 4年生10月時

- 体育の授業終了後、グラウンドから校舎へと戻る途中、関係児童に蹴られた。
- 廊下で羽交い絞めにされ、関係児童に蹴られた。
- 10月以降複数回にわたり蹴られた。
- 10月以降複数回にわたり筆箱の中身を隠された。※

イ 4年生12月時

- 体育の授業中に意味もなく関係児童に追いかけられたのち、蹴られた。

ウ 4年生1月時

- 掃除の時間、関係児童が当該児童の頭部をほうきの柄でたたく。
- 教室前廊下で腹をけられそうになり、左手でガードしたら、その上から蹴られた。
- 5分休憩のとき、自分の席に座していると「こっち向けよ」と髪を引っ張られた。
- 給食配膳時、腕をねじられ、肘を曲がらない方に叩かれた。
- 消しゴムを取られた。
- 帰宅前に筆箱の中身を確認したところ油性ペンと定規がなくなった。※
- 複数回にわたり筆箱の中身（油性ペン）をとられた。※

※を付した3つの項目に関しては、本委員会は関係児童の行為と認定したものではない。

エ 事案について

(ア) 暴力

当該児童及びその保護者は、足で蹴られたり、ほうきで頭部をたたかれたり等の暴力を受けたと述べている。

本委員会による聴取等では、1月期以降の加害行為については、関係児童は一部について「覚えていない」と話し、認めた行為の理由については、「定規、油性ペンを盗ったと疑われた」「ドッジボールで命替えをしてくれなかった」ことが嫌であったなどと話しているが、それを暴力行為の理由とすることは容認できない。10月から12月にかけての加害行為と理由については、関係児童は「覚えていない」と答えている。その暴力行為についてすぐに認知し、反省を促せば、関係児童は自分の行動を振り返ることができていた。しかし、その行為は見逃された。当該児童は同行為によって心身の苦痛を感じていたといえるため、上記行為は法律上の「いじめ」と認定することができる。

(イ) 持ち物に関する行為

当該児童及びその保護者は、時期や回数は明確ではないが、関係児童から持ち物を取り上げられたり隠されたりしたと述べている。

本委員会による聴取等では、関係児童は「心当たりがありません」「僕ではなく、他の人がやったのでは。」と述べている。しかし、当該児童の持ち物が隠されたり、取り上げられたりした被害事実の一部については関係児童の関わりが認められる。関係児童の関与の度合いを問わず、当該児童は同行為によって心身の苦痛を感じていたといえる。よって、上記行為は法律上の「いじめ」と認定することができる。

(ウ) その他

当該児童が訴えるいじめは、長期にわたり、かつ、日常的に行われていたとのことであるため、本委員会の調査時点では、具体的な行為等については、周辺児童らの記憶も薄れ、また、学校資料にもその全てが詳細に記録されておらず、全てについていじめの認定をすることは困難であった。

しかし、当該児童に対する「いじめ」は、4年生時以降の認定された「いじめ」だけでも数多くあり、日常的にこうしたいじめを受け、当該児童が学校生活のなかで心身の苦痛を感じながら過ごし、4年生時1月以降は不登校に至ったことが推測される。したがって、当該児童が受けたいじめが、認定された事実以外になかったと断定することはできない。

(1) 当該小学校の対応について

ア 児童・保護者への対応

当該小学校は、学校生活に慣れてきた4年生に対して、どうすべきだったのかなどを丁寧・的確に指導できなかったことが、当該児童の不安や困り感を生んだと考えられる。また、当該児童及び他の児童に対する支援はどうすべきかを当該児童にかかわる全教職員で共通理解することが欠けており、適切な支援を行うことがなされていなかった。当該児童に対する担任等のとらえを活かした支援を周りの教職員が行うことができなかったこと

が、当該児童の苦痛を継続させてしまったと考えられる。

当該児童及びその保護者は、特定の児童から継続的ないじめを受けたと訴えている。一般的に、学校において児童は、よりよい集団生活を行うためにはどうしたらよいかを考え、児童を指導する担任等も、よりよい集団づくり、学級づくりを行うために、一定の枠を定め、それを守るように児童に指導をしていく。しかし、一人ひとりの児童を大切にすることよりも集団づくりに重きをおけば、周囲の児童が、集団の枠に入ることができない一人の児童に対して、その児童の気持ちを考えることなく、みんなで注意をすることも是となる状況が生まれる。集団づくりの基盤は、「だれもが安心して生活することができる」ことであり、一人ひとりの児童が安心して生活をすることができないならば「よりよい集団」とは言えない。当該小学校の児童が成長する過程のなかで、教職員が一人ひとりをより大切にした指導を積み重ねていけば、お互いを認め合うことができる学級集団を形成することができたのではないかと、そして当該児童も含めだれもが安心して学校生活を送ることができたのではないかと考える。

当該児童は、４年生１月時に、いじめを理由に欠席が続くこととなったが、当該小学校としては、小さなトラブルはあるもののそれまで比較的落ち着いた学校生活を送っていたととらえていた。

しかし、当該児童及びその保護者は、当該小学校へ相談してきたがいじめは悪化していった旨を述べていることから、当時の当該小学校の教職員の中の「いじめ」のとらえと組織的な対応に課題があったものと考えられる。当該小学校では、当該児童から相談を受けた段階では、「いじめ」の疑いがあるという認識をせず、その場の指導のみで終わっている。当該児童保護者への連絡はされることはなく、４年生１月時までは、学校いじめ防止対策委員会等の組織で共有されることもなかったことから、当該児童や周辺児童への指導や支援が組織的に行われたり、引き継がれたりすることなく、その結果、いじめが悪化し、当該児童が苦しむことになってしまったと考えられる。

当該児童にとって、日常的に心理的苦痛を受けていた状況がうかがわれたことから、担任は、当該児童に対し、児童理解に努め、当該児童保護者と連携し、当該児童が安心して学校生活を過ごせるような対応が足りなかったものと考えられる。

当該児童の欠席が続くようになってからも、担任は、当該児童の保護者にそれまでの経緯について説明せず、また、加害行為を継続的に受けていた当該児童の心情に寄り添った、聞き取りができていなかった。また、校長は、登校に至っていない当該児童の心情よりも、５年時の始業式以降について当該児童と関係児童双方の登校を優先したことが、当該児童およびその保護者からの不信につながり、そのことが当該児童の不安をさらに強めた結果となった。

さらに、いじめ発生当時の管理職は、保護者に対しても、寄り添った対応ができておらず、当該児童保護者の不安と不信を増大させた。

イ 組織的な対応

当該児童は、運動会（４年生の９月）以前より担任に関係児童からの加害行為について訴えていた。担任は、それらについて、当該児童から訴えを受けていたにもかかわらず、

聞き取り、指導、謝罪等の対応を行えていなかった。また、児童支援主任は、当該児童からの訴えを受け、関係児童に対して聞き取り、指導し、このとき関係児童は当該児童に対し謝罪を行った。児童支援主任もそこに立ち合い、見届けたが、その後日常的に繰り返される加害行為を払拭することができなかった。指導後においても、クラス内で当該児童に対するいじめ防止を図ったが、複数の教職員で情報を共有したり、対応をしたりすることが不十分であり、全教職員で組織的に向き合わずに個の力による場当たりの対応に終始していた。また、栗東市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）では、「（２）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 市立学校に、法第２２条 に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、学校いじめ問題対策委員会を常設します。学校いじめ問題対策委員会においては、法第１３条 に規定される「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、市教育委員会との適切な連携のうえ、いじめの問題に組織的に取り組みます。」とあるが、当該小学校ではその機能が十分に果たされておらず、その結果組織的な対応がなされず、当該小学校全体の問題としてとらえていなかったり、個の力による場当たりの対応に終始していたりしたと考えられる。

さらに、担任は、当該児童の聞き取りや加害児童とされる児童への聞き取り及び指導を行うこともあったが、そのことが組織的な対応となって実施されることはなかった。情報の共有が不十分であったことに加え、具体的な指示等もなく、市教育委員会へのいじめの認知報告すら行われていなかった。認知報告がされていないことについては、４年１月時の当該児童の欠席により、当該児童保護者が学校に訴え出たことにより明らかになった。組織として判断をしていれば、基本方針にある「当該児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する」ことに対し問題意識をもち、いじめ解消への対応を慎重に行うことができたのではないかと考える。

ウ アンケートをめぐる対応とその取扱いについて

当該小学校では４年生の１０月の期間中にいじめに係るアンケートを「学校生活アンケート」として実施していた。アンケート内容をもとに当該小学校では教育相談週間として、児童全員に対し教員が個別に学校生活について話し合う教育相談の機会を設けていた。

当該児童は、本アンケートのなかで、関係児童からの執拗な加害行為について訴えている。担任も当該児童がアンケートで「関係児童からいやなことをされる」と回答しているのを確認している。

担任は、当該児童に対し、アンケートの内容について聞き取りを行い事実について確認した後、関係児童に対し聞き取り、指導している。指導にあたり担任は、当該児童以外の児童からも、関係児童からの加害行為についても訴えがあったため、併せて関係児童を指導している。このとき、担任は関係児童に対する指導にとどまり、いじめ事案として、組織に報告することはなく、また、当該児童の保護者にその事実について伝えず、保護者と連携協力や当該児童の支援について適切な対応がなされていなかった。

さらに、当該児童について関係児童からの加害行為が続いている経過について把握していたにも関わらず、それどころか、１２月には、体育の授業において当該児童と関係児童を同じグループにするなど、当該児童に対する配慮において著しくかけていた。このこと

は、新たな関係児童の当該児童に対するいじめを生み、当該児童の教員全体に対する不信につながったことが推察される。結果、本事案を長期化させるに至る要因の一つになったと考えることができる。

本アンケートの内容については、当該小学校では、担任のみが把握しており、その他複数の教員等で確認されることはなかった。また、アンケートの取り扱いについて、校内にて共通理解が図られておらず、その保存期間や管理については、各担任に任されており、担任は、アンケートの内容について対応は済んだものと判断し、12月末に処分している。

アンケートにおいて児童より訴えのあった事案については、組織に報告し、認知すべきものについては学校として認知し、早期に対応しなければならない。ところが、当該学級においては、アンケートに係る記録が残されておらず、アンケートの内容について当該学校は把握できていなかった。さらに、アンケートの保管すらできていないことからしても、組織的な対応を心掛けていたとは考えられない状況である。

エ 謝罪・解消確認について

基本方針には「いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要があります。

①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る必要があります。」とあるが、当該小学校では、当該児童および当該児童保護者の思いを十分にくみ取ることをせず、関係児童の謝罪が本事案の早期解決と当該児童の不安の解消につながると考え、関係児童の謝罪の意思のみをもって両者の和解にすすめようとした。そのことが、当該児童にとっては、関係児童のための謝罪ととらえた心情については十分理解できる。また、各事案後の日常的な観察も不十分で、その場での指導のみで終わり、継続的に行われていたという認識が不十分であったため、それが当該児童へのいじめの重篤化につながってしまったと考えられる。

6年時の現在に至っても解消には至っていない。

オ いじめ発生当時の学校校内体制について

当該小学校の児童支援体制を検証すると、まずは、担任が指導を行い、担任だけで難しいのであれば生徒指導主任や児童支援主任等が行うといった、リレー方式の指導であり、全教職員がスクラムを組んだ連携的な児童支援体制が組まれていない。学校組織は、「全教職員ですべての児童を育てる」のが基本であり、特に児童支援体制は、学校いじめ問題対策委員会を中心とした全教職員の体制が組まれなくてはならない。生徒指導主任は全体を見渡し、司令塔としての役目を果たすことが重要であるが、当該小学校は俯瞰して指令を出す役目がおらず、全員が個々の判断で対応をしてしまっていたことが、指導・支援がうまく機能しない状況を生んでしまったことが要因であると考えられる。

さらに、校長および教頭が、管理職として、事案の全体を掌握することができていなかったことは、事案への対応者のみでなく、当該児童を支援する相談者への配置や、教職員への周知および情報共有に遅れや不十分さを生じさせ、被害児童、保護者の不安を増大させた。

また、当該児童によると、児童支援主任等が当該児童の辛い思いを受け止めきれず、関係児童への注意にとどまり、児童らの様子について情報共有や支援検討会等が活用されることがなく、そうしたことについても組織で共有されることがなかった。それぞれの教職員が当該児童から聴き取ったことを、学校いじめ問題対策委員会等で丁寧に共有・分析し、どのように支援することが適切なのか、相談体制の構築、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の支援は必要かなどを検討することができれば、当該児童の理解や支援は異なるものになっていたのではないかと考える。さらに、校長についても、当該小学校全体のいじめへの認識が甘く、また学校いじめ問題対策委員会においても記録の共有などが行われていなかったために、当該児童のいじめを当該小学校全体の問題としてとらえていなかった。

（２）教育委員会事務局の対応

４年生の１月に、当該児童保護者が当該小学校に相談を持ち掛けているが、市教育委員会に連絡が入ったのは、２月５日からになる。この時点で、発生から２週間が経過しており、学校との密な連携がとれていなかった。市教育委員会は、関係児童保護者から学校の対応についての相談を受け、市教育委員会と保護者の捉えに齟齬があり、当該小学校に向き、学校側から事案についての聴取を行った。この時点では、市教育委員会からは、事案内容を固定すること、当該児童が２週間休んでいることから、本件は重大事案になる可能性が高いこと、長期化することで休むことが習慣化してしまい、二次被害の可能性があること、被害児童の登校をめざすため、安心をいかにして担保していくかという助言を行った。しかしながら、市生徒指導担当指導主事と教頭が連携のパイプになることを確認していたが、十分な連携がとれていなかった。

本事案の経過から見ると、最初に入電があった段階で、教育委員会は情報を得るに留まらず、いじめに対して組織的に対応できる体制が整っているか、学校いじめ問題対策委員会は有効に機能しているかなどを確認し指導するなど、学校体制の抜本的な改善に向けて、もう一步踏み込んだ指導・助言を行うべきであった。また、当該児童保護者の当該小学校に対する不信感が強いことをつかんだのであれば、その段階で直ちにSSWを当該小学校に派遣し、事案の整理、対応策の検証を行ったり、SCを派遣し、当該児童及びその保護者に対する面談を重ねたりしていくなどの策を取り、当該小学校が当該児童及びその保護者にしっかりと向き合い、信頼関係を築くことができるように指導・助言を適切に行うべきであった。

その結果、当該小学校が落ち着かない状況となり、市教育委員会が再び当該小学校への指導・助言を行うことになった。当該小学校の教職員のいじめに対する指導力をより高めるために、教育委員会が当該小学校の教職員に対し研修を行う等して、当該児童や当該児童保護者にとってどのような支援が必要なのかを指導・助言をしたり、いじめについての

定義や学校組織で取り組むことの重要性について指導したりすることが必要であったと考える。

また、本事案については、学校の組織が機能していなかったこと、教員が個別に指導し、その内容が共有されていなかったことが挙げられるが、これらの課題について、市教育委員会として、当該校のみならず、市内各小中学校においても同様のことが起こりうるという認識を持って指導助言をするべきである。また、児童生徒等の相談窓口として、「いじめホットライン」を設置しているが、教職員が直接相談できる窓口を設置するなど、教員が自信を持って指導できるような支援体制を作ることも検討すべきである。

4 今後の対応と再発防止について

ア 相談体制の更なる充実に努めること

本事案は、継続的ないじめ事案として個々のいじめ事案を結び付ける必要があった。様々な事柄を個人のプライバシーに配慮しつつ、最大限の情報収集に努め、情報共有と共通理解を図り、保護者との信頼関係を早期に築く必要がある。また、各学年の初期の段階で悩みや不安の解消や信頼関係の構築に努めたり、管理職、担任、生徒指導主任、児童支援主任、状況によってはＳＣやＳＳＷ、さらには関係機関との連携を密に図る支援体制を整えたりすることが重要である。

アンケートの記載内容も含め、児童からの訴えに対しては、訴えの意味を十分に受け止めたのかを吟味し、対応を依頼した他の教職員と連絡を取り、児童の訴えについて確認する必要がある。

定期的実施するいじめに係るアンケートについては、栗東市文書取扱規程にある「調査、研究および統計に関する文書」に該当する。同規程の保存年数に従い、５年間保存とするのが適切である。

非言語的なメッセージから訴えを察し、適切な配慮につなげていくためにも、感受性訓練やロールプレイング演習、事例研究などの研修が急務である。市教育委員会においては、一つ一つの事案を丁寧に分析し、状況によっては、早期に指導主事、ＳＣ、ＳＳＷを学校へ派遣したり、関係機関との連携も視野に入れて専門家を派遣したりして解決に向けて支援することが必要である。また、相談内容を学校に情報提供し、事案の確認を行うだけでなく、チェックリストを用いるなどして、いじめの背景や当該児童及びその保護者の思い、学校の組織体制等を確認し、重篤なものや学校の指導体制の不備が確認された場合には、更に踏み込んだ学校への指導や当該児童及びその保護者への支援を行うことができる体制が求められる。

イ 学校は、いじめの行為に対する謝罪を行う際は背景を十分に把握したうえ、適宜に情報の提供及び綿密な連携を行うこと

いじめの行為について、状況を的確に把握し、その状況についての確認を行い、その行為について、なぜその行為に至ったのかを明確にしなければならない。いじめの行為に関する謝罪は、いじめの背景の把握、行為自体の何がいけないのか、結果として、相手が苦痛を感じていることへの思いを児童自身が抱いたときにはじめて謝罪の意味が生まれる。

いじめの行為の指導は児童指導において大切な教育の一環である。

また、学校は現在の指導の様子、今後の見通し等必要な情報を時期に応じて保護者に伝え、さらに、保護者の気持ちを聞き、サポートしながら、保護者同士の橋渡しとしての役割を意識して行う必要がある。

特に、同一学級内に行為が発生した場合には、担任は同時に多くの役割を背負うため、学校は校長のリーダーシップのもと、早期に学校いじめ問題対策委員会の介入を考え、チームとして役割を分担し、対応に当たる必要がある。

ウ 学校は、組織的マネジメントを意識し、教職員全体のいじめ行為に対する認識を深め、進級時や日常的な引継ぎに関する情報共有の方法を定めるよう努めること

いじめを防止するためには、いじめ行為は児童に深い苦痛を与えるものであることを認識した上で、いじめに当たる行為は何かについて再度研修等で確かめ、いじめについての感覚を高める必要がある。また、事柄が発生してから児童間の出来事として対処するのではなく、児童の人権意識を育成し、高める教育を定期的に行うことも必要である。

組織的な対応や支援につなげるためには、児童に関する適切な情報共有や引継ぎを行うことが不可欠である。効果的な引継ぎを行うには、どのような児童の引継ぎを行うのか共通した認識をもち、特にいじめを受けたり教職員の見守りや支援が必要だったりする児童については、その背景も含めて丁寧に引き継ぐ必要があると考える。さらに、児童の様子が変わった時点で改めて引継ぎ、情報共有することも有効であろう。そのためには、学校いじめ問題対策委員会を活用し、新たないじめ事案の共有だけでなく、これまでのいじめについての引継ぎや情報共有を適宜行い、確実に教職員の共有をはかることが児童の適切な支援につながる。

エ 学校は、必要に応じて、早期に医療機関や福祉機関等の外部専門機関との連携を行うこと

児童の健康に支障が生じている場合、学校はできるだけ早期に医療機関や福祉機関等の外部専門機関の支援を受けることが必要である。必要に応じて、学校は、外部専門機関の情報等を保護者と共有し、その上で、学校、保護者及び外部専門機関が、児童のよりよい成長に向けた支援、連携を相談しながら進めていくことが大切である。

オ 学校いじめ問題対策委員会の効果的な運用

学校いじめ問題対策委員会は決して形式的に行うものでなく、効果的に運用されて初めて実効性のあるものになる。

いじめの疑いがあった段階で学校いじめ問題対策委員会に報告・相談するという前提の上、学校いじめ問題対策委員会ではいじめの認知の判断、方針及び対応の検討を行い、会議結果を全教職員で共有する必要がある。また、方針等に沿った対応を行うなかで教職員が得た情報を随時学校いじめ問題対策委員会で共有し、方針や対応について評価をしたり、再検討を行ったりすることも重要である。

市教育委員会においては、基本方針に沿って常設で学校いじめ問題対策委員会が行われているかを確認するだけでなく、効果的に運用されているかを確認することが重要であり、指導主事による学校訪問等において状況を確認するなどの取組を継続していくことが必要である。

カ 温かい雰囲気の学級づくり

学校が有効な児童支援体制を組んでいくためには、児童の様子を組織で見守り、支援をしていくことが、児童の安心した学校生活につながることを学校が意識して取り組んでいく必要がある。担任が抱え込む学級経営ではなく、「すべての児童を全教職員で」という意識を全教職員がもち、学年会議や職員会議にて児童の様子を共有し、当該学校では、教科担任制が実施されていることから、普段から複数の目で児童を観察し、支援を行うことができるはずである。児童にとっても多くの職員が自分たちを見てくれていることや、担任以外に相談しやすい先生が見つかるという安心感をもたせることが大切である。

キ だれもが安心して学ぶことができるあたたかい授業づくり

毎時間の授業が児童にとって有意義なものであれば、いじめなどの不適応行動が発生しづらくなるのではないかと考える。教職員には、毎時間の児童の様子から、目の前の児童が誰一人取り残されることなく、安心して学ぶことができるかを常に意識していることが求められ、授業に不安を感じている児童がいれば、どうすれば安心して取り組み、やりがいをもって授業にのぞむことができるのかを考え工夫をするべきである。

日々の授業によって、授業を通して教科等のねらいを達成するとともに、互いを認め合うあたたかい風土を育むことが重要である。教職員は、目の前のすべての児童が、「だれもが安心して学ぶことができる、あたたかい授業」を進めていくことが、いじめや学級がうまく機能しない状況を防ぐために教職員がやるべき最も重要な仕事である。

ク 教育委員会は、全市教職員の状況を把握し、必要に応じて、専門性を高める研修を行うこと

児童の心身の発達とは時々刻々と変化するものであり、その発達を把握し、適切に対応するためには高い専門性と豊かな経験が求められる。また、保護者との接し方や話の聴き方にも多くの配慮が必要である。教職員の年齢の若年化傾向があることを踏まえ、市教育委員会は教職員自身がコミュニケーションスキルを含む多くの知識と体験が身に付くように、教職員の資質を高める必要がある。

また、いじめの対応で中心的な役割を担う児童支援・生徒指導主任等は、直接的に児童の聴き取りや対応を行うことから児童理解及び聴き取りのスキルなどの専門性を高める研修を今まで以上に効果的に行う必要がある。

5 おわりに

当該児童は長期間、心的外傷後ストレス障害（PTSD）との診断を受けて通院および

治療を続けており、4年時に受けた傷が癒えることはなく、心身への影響が残り苦しんでいる。

当該児童及びその保護者は、「本いじめ事案に対する学校の対応についての調査を希望する」と述べている。本調査を行った結果、少なくとも当該児童は、一人ひとりの思いを大切にすることよりも集団づくりに重きを置いた学校の指導によって安心した学校生活を送ることができなかった。そして、多くの「いじめ」と、場当たりの学校対応によって、当該小学校が当該児童にとって安心できる場所でなくなった結果、長期の不登校を余儀なくされた。

当該小学校に対しては、本来受けられたであろう教育を受けることができなかった当該児童の悲しさや辛さなど当該児童、保護者、及びご家族の思いを受け止め、猛省することを促したい。

今後、市教育委員会に対しては、継続的に当該児童保護者と連絡を取り、当該児童を注意深く見守っていく必要があり、当該児童が安定した学校生活が送れるように家庭や学校と連携した取組をしていくこと、さらに、こうした「いじめ」や学校の対応に苦しむ当該児童、保護者を二度と出さないために、全ての学校において、教職員がスクラムを組んで、一人ひとり欠かすことなくすべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、再発防止策の徹底に向けた指導・助言していく。

以上